

議案第 1 号

袖ヶ浦市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
改正について

袖ヶ浦市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の改正に
ついて、次のとおり条例所管課に対し、依頼する。

令和 7 年 4 月 2 2 日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 岡 田 康 正

議案第 1 号 袖ヶ浦市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の改正についての概要説明書

本市の選挙長等の報酬額については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の基準を参考に定めております。

国においては、最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案が審議されており、可決された場合は、令和 7 年 7 月 28 日任期満了の参議院議員通常選挙から適用される見込みとなっております。

については、令和 7 年 7 月 28 日任期満了の参議院議員通常選挙において、本市の選挙長等の報酬額を国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の基準額に合わせるため、変更しようとするものです。

書面表決書

令和7年度第1回選挙管理委員会会議（書面開催）について、次のとおり議決に関する権限を行使します。

議案第1号 袖ヶ浦市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の改正について

原案に 賛成 ・ 反対 する。

令和7年 月 日

住 所 袖ヶ浦市

氏 名